

**<中間案>**

**京都府建築物耐震改修促進計画  
(平成28～37年度)の追加事項**

**平成28年10月  
京 都 府**

---

# 目次

---

## はじめに

- (1) 「京都府建築物耐震改修促進計画」の位置づけ
- (2) 耐震化の必要性―過去の震災の教訓
- (3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」について

## 1 府内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する現状と目標

- (1) 想定される地震の規模及び被害の状況
- (2) 耐震化の現状
  - ア 住宅の耐震化の現状
  - イ 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状
  - ウ 公共施設等の耐震化の現状
- (3) 住宅（マンション含む）の耐震化等の目標設定
  - ア 基本方針
  - イ 減災化住宅等の目標
  - ウ 住宅の特性等への配慮と計画の進行管理
- (4) 多数の者が利用する建築物の目標設定
- (5) 公共性の高い建築物の耐震化の目標設定
  - ア 公共施設の耐震化の目標
  - イ 公共性の高い民間施設の耐震化の目標
- (6) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標 〈追加1〉

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- (1) 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針
  - ア 府民の命を守るための幅広い施策の推進
  - イ 京都府内の地域的な特性を踏まえた耐震化の推進
  - ウ 適切な役割分担
- (2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援
  - ア 住宅の耐震診断・耐震改修の支援
  - イ 多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修の支援
  - ウ 公共性の高い建築物の耐震診断・耐震改修の支援
  - エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の支援 〈追加2〉
- (3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
  - ア 木造住宅耐震診断士養成・登録
  - イ ホームページの充実
- (4) 地震に備えた建築物の総合的な安全対策の推進

- ア 減災化住宅の推進
  - イ エレベーター等の地震防災対策の推進
  - ウ 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策
  - エ ブロック塀の安全対策
  - オ 宅地の安全対策
  - カ 平成12年度までに着工した木造住宅の安全性の向上
- (5) 特定公共賃貸住宅等の空家の活用に関する事項
- (6) 府内の地方住宅供給公社による耐震診断・耐震改修に関する事項

### **3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する**

#### **啓発及び知識の普及に関する事項**

- (1) 地震ハザードマップの活用
- (2) 相談体制の充実
- (3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等
  - ア パンフレットの作成・配布等
  - イ セミナー・講習会の開催
- (4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導
- (5) 町内会等との連携

### **4 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等に関する事項**

### **5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**

- (1) 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項
  - ア 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方
  - イ 京都府耐震改修促進計画等との整合
- (2) 関係団体と連携した耐震化の推進
  - ア 京都府住宅耐震化促進連絡会議の活用
  - イ 市町村と関係団体との連携

#### **<参考資料>**

●通行障害既存耐震不適格建築物

<追加3>

# 1 府内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する 現状と目標

## (6) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

### ア 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の方針

地震直後における迅速な救助活動等の実施を目指して、府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進します。

### イ 対象道路の指定

京都府地域防災計画において、災害発生時に緊急車両を迅速に通行させるため緊急輸送道路を定めており、このうち、災害時における広域的な緊急車両の通行を確保するため、優先して沿道建築物の耐震化に取り組む道路として、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定による対象道路を次のとおり指定します。

#### ○道路選定の方針

市町村の区域を越える救助活動等の支援のために、地震直後において通行の確保が必要な施設を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定します。

- ① 高速道路網を基幹道路として構成
- ② 迅速な救助活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定

対象施設と対象道路の概要	地震直後における活動内容
府庁・広域振興局～最寄IC	応急対策を指揮する災害対策本部の設置
広域防災活動拠点～最寄IC	自衛隊等の応援隊の集結や救援物資の集配
自衛隊駐屯地～最寄IC	救助活動を実施するため、被災地に派遣
PAZ避難時集結場所～最寄IC	原発事故発生時、対象住民の広域避難を実施

○耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により指定する道路

① 高速道路

高速道路延長 約230km

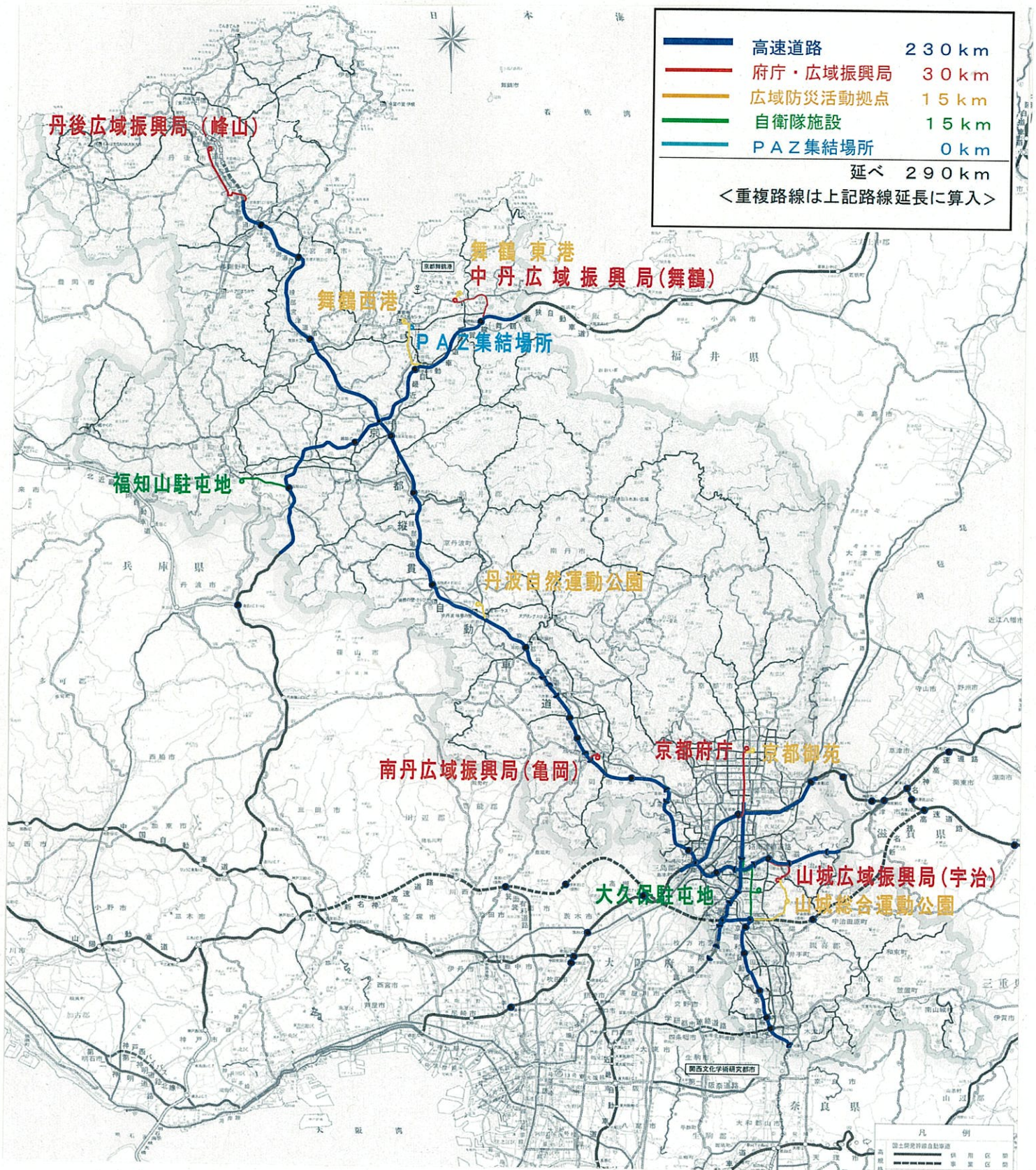
② 一般道路

対象路線	
府庁～京都南   C	
釜座通～丸太町通～堀川通～油小路通～新城南宮通～国道1号	
広域振興局～最寄   C	
山城広域振興局～宇治西   C	
＜宇治市道宇治橋若森線～府道京都宇治線～宇治市道菟道9号線・乙方三番割線～京滋BP側道（宇治市道菟道横島線・国道24号）＞	
南丹広域振興局～亀岡   C	
＜国道9号～国道372号＞	
中丹広域振興局～舞鶴東   C	
＜前島中央臨港道路～国道27号～府道小倉西舞鶴線＞	
丹後広域振興局～京丹後大宮   C	
＜国道482号～国道312号～府道大宮岩滝線（予定）＞	
広域防災活動拠点～最寄   C	
京都御苑～京都南   C	
＜丸太町通～堀川通～油小路通～新城南宮通＞	
山城総合運動公園～宇治東・宇治西   C	
＜宇治市道宇治白川線・宇治橋若森線～府道京都宇治線～宇治市道菟道9号線・乙方三番割線～京滋BP側道（宇治市道菟道横島線・国道24号）＞	
山城総合運動公園～城陽   C	
＜府道山城総合運動公園城陽線～国道24号＞	
丹波自然運動公園～丹波   C	
＜国道9号＞	
舞鶴東港～舞鶴東   C	
＜前島中央臨港道路～前島臨港道路～前島中央臨港道路～国道27号～府道小倉西舞鶴線＞	
舞鶴西港～舞鶴西   C	
＜国道175号～国道27号～府道池辺京田線＞	
自衛隊駐屯地～最寄   C	
大久保駐屯地～久御山   C	
＜府道宇治淀線～国道24号（北行）～京滋BP側道（国道1号・国道478号）＞	
大久保駐屯地～城陽   C	
＜府道宇治淀線～国道24号（南行）＞	
福知山駐屯地～福知山   C	
＜国道9号＞	
PAZ避難時集結場所～最寄   C	
舞鶴西総合会館～舞鶴西   C	
＜国道27号～府道池辺京田線＞	
一般道路延長（重複区間除く）	計 約60km

③ 指定道路の合計

今回指定道路延長	合計 約290km
----------	-----------

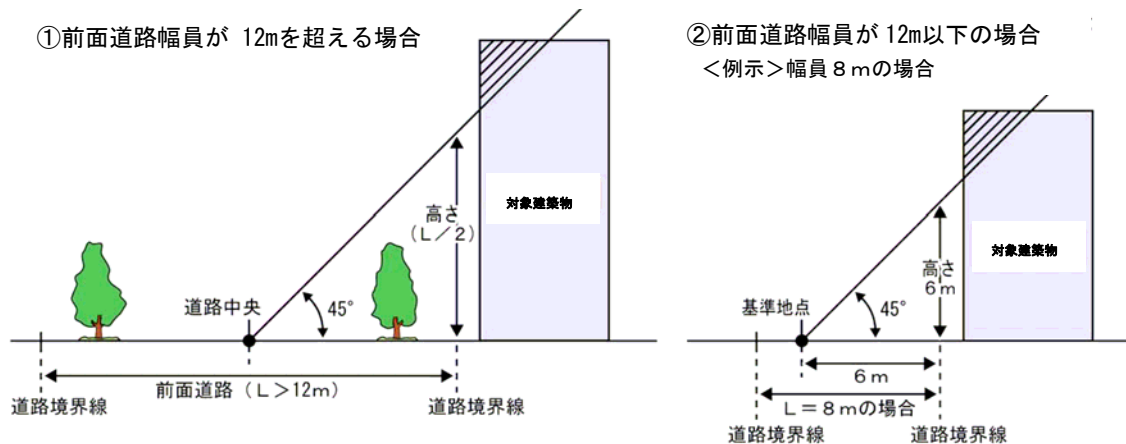
○道路指定図



## ウ 対象建築物<通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号）>

対象道路の沿道にある昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、地震時に対象道路を閉塞するおそれがある建築物（下図参照）を耐震化の対象とします。

次の斜線を超える部分を有する建築物が対象建築物に該当



## エ 耐震診断結果の報告期限

耐震改修促進法に基づき、対象建築物の所有者が建築物所在地の所管行政庁に耐震診断結果を報告する期限は、平成●●年●●月●●日とします。

## **2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 施策に関する事項**

### **(2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援**

#### **工 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の支援**

##### **(ア) 耐震化の支援**

通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号）については耐震診断の実施を支援するとともに、耐震性が不足する建築物については、耐震改修等の耐震化を促進します。

##### **(イ) 所有者に対する周知**

通行障害既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断の義務化について確実に周知するとともに、耐震性が不足する建築物の所有者に対しては、耐震改修等の支援制度について周知します。



---

## 参考資料

---

### ●通行障害既存耐震不適合建築物

次に該当するもので、耐震診断の義務付け及び結果の公表がなされます。

- ・耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により定められたもので、本計画で指定した道路の沿道に立地し、地震によって倒壊した場合、道路の通行を妨げるおそれがある建築物